

○大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月16日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(設備運営基準の目的)

第3条 この条例に定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準及び放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(留意事項通知)

(4) 最低基準と事業者（基準第4条）

基準第4条は、事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないとともに、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないとするものである。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者的人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（留意事項通知）

（5）放課後児童健全育成事業の一般原則（基準第5条）

- ① 基準第5条第1項は、放課後児童健全育成事業における支援の目的について定めるものである。放課後児童健全育成事業における「支援」は、放課後児童健全育成事業の対象となる児童について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないものとするものである。
- ② 同条第2項から第5項までは、事業の一般原則として、
  - ・ 利用者的人権への配慮、人格を尊重して運営すること
  - ・ 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明に努めること
  - ・ 運営の内容についての自己評価、結果の公表に努めること
  - ・ 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「事業所」という。）の構造設備について、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な配慮を払って設けなければならないことについて定めるものである。

（運営内容の評価について）

設備運営基準第5条において、事業者は、その運営の内容について、自ら評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとしている。

定期的な自己評価を実施している事業者の数は約50%（平成30年5月1日現在）にとどまっているところであるが、自己評価を実施することで、

- ・自己評価を通じて明らかとなった課題等について職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に活かすこと
- ・自己評価の結果を公表することにより、児童や保護者、地域との継続的な対話や協力関係づくりを進め、信頼される開かれた事業となる契機となること

等の効果が期待されることから、積極的に実施されたい。

なお、自己評価の実施に当たっては、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」において作成した「放課後児童クラブ自己チェックリスト」を活用いただきたい。

(放課後児童健全育成事業者及び非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならぬ。

(留意事項通知)

(6) 事業者と非常災害対策（基準第6条）

- ① 基準第6条第1項は、消防用具、非常口等非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施に努めなければならないとするものである。各事業所においては、防災マニュアル等を備えておくことが望ましい。
- ② 同項第2項は、訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならないとするものである。  
ここで「定期的」な訓練の実施については、一定の継続性が必要であることや、小学校の学期の区切りにおいて児童の入れ替わりが想定されること等諸般の事情を考慮し、少なくとも年2回以上実施することが望ましい。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(令5条例7・追加)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(令5条例7・追加)

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(留意事項通知)

(7) 事業者の職員の一般的要件（基準第7条）

基準第7条は、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないものである。

ここでの「利用者の支援に従事する職員」には、放課後児童支援員（3の（1）及び（3）参照）だけでなく、補助員（3の（2）参照）も含まれるものである。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(留意事項通知)

(8) 事業者の職員の知識及び技能の向上等（基準第8条）

① 基準第8条第1項は、事業者の職員は、常に自己研鑽さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないものとするものである。

② 同条第2項は、事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとするものである。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(留意事項通知)

(1) 専用区画の設置（基準第9条第1項）

基準第9条第1項に規定する「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいい、「区画」とは、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいうものである。ここでの「遊び及び生活の場」とは、児童にとって安心・安全であり、静かに過ごせる場をいうものであり、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区分すること。なお、「専用区画」に静養スペースがなく、別の部屋に設置されている場合でも、「静養するための機能」を備えていると取り扱って差し支えないが、例えば、静養が必要な利用者がいる場合にのみ保健室を開放するような場合に、当該保健室の面積を専用区画の面積の算定の基礎に含めることは適当でない（（2）参照）。

※支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

(留意事項通知)

(2) 専用区画の面積（基準第9条第2項）

基準第9条第2項の「児童1人につきおおむね1.65m<sup>2</sup>以上」とは、専用区画の面積を児童の数で割った値をいうものである。ここでの「児童の数」の考え方については、3の(4)の「児童の数」と同義である。専用区画は、(1)のとおり、利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、便所等は含まない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、

放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(留意事項通知)

(3) 専用区画等の考え方（基準第9条第3項）

基準第9条第3項の「放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」とは、原則として、事業所を開所している時間帯を通じて専用区画等を放課後児童健全育成事業の専用とすることをいうものであり、事業所を開所していない時間帯に他の事業等に利用することを妨げるものではない。

また、同項の「利用者の支援に支障がない場合」とは、例えば、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する際に、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごす場合が考えられる。この場合でも、専用区画の面積については、利用者の数を基礎として算定されるものであることから、利用者の生活の場としての機能が十分担保されるよう、例えば、全ての児童を対象としたプログラムを実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(留意事項通知)

(4) 専用区画等の衛生及び安全（基準第9条第4項）

基準第9条第4項は、専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないとするものである。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

(留意事項通知)

(1) 放課後児童支援員の配置（基準第10条第1項）

基準第10条第1項は、事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員（(3)参照）を置かなければならないとするものである。具体的な配置基準については、同条第2項で定めている（(2)参照）。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

（留意事項通知）

- （2）放課後児童支援員の数（基準第10条第2項）

基準第10条第2項は、職員の配置基準を定めるものである。放課後児童支援員は、（4）の「支援の単位」ごとに2人以上置くこととするが、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができるるものとする。

なお、事業所を開所している時間帯を通じて、同項の基準を満たす必要がある。

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

（1）保育士の資格を有する者

（2）社会福祉士の資格を有する者

（3）学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

（5）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（6）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

（7）学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（8）外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（9）高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの

(留意事項通知)

(3) 放課後児童支援員の資格（基準第10条第3項）

基準第10条第3項は、放課後児童支援員の資格要件について定めるものである。放課後児童支援員の資格は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者（同項各号のいずれかに該当する者）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者を基本としているが、具体的には、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものとする。なお、「都道府県知事が行う研修」については、本年夏頃を目途に別途お示しする予定である。

同項第9号については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号では定められていないが、放課後児童健全育成事業が児童と継続的に関わる事業であることに鑑み、資格要件の一つとして設けたものである。この「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、放課後子供教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者をいうものである。

(同項第9号の取扱い)

基準第10条第3項第9号の「2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、局長通知3の(3)のとおり、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」としている。この者は、最終的には市区町村長の判断となるが、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならないこと。

また、ここでの「継続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2,000時間程度あることが一定の目安と考えられること。

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おむね40人以下とする。

(留意事項通知)

(4) 支援の単位（基準第10条第4項）

基準第10条第2項の「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模を表すものである。

また、一の支援の単位を構成する「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいうものである。

なお、ここでの「平均利用人数」は、登録時の利用希望日数を基に算出する。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平30条例27・令元条例14・令2条例19・一部改正)

(留意事項通知)

(5) 職員の考え方（基準第10条第5項）

基準第10条第5項の「支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とは、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないことをいう。

同項の「利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」とは、例えば、利用者が20人未満の小規模の事業所について、最低1人の放課後児童支援員が専任であって、その1人を除く放課後児童支援員又は補助者（以下「放課後児童支援員等」という。）が同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務と兼務しており、当該職員が利用者の安全管理等を行うことができる環境にある場合が考えられる。

また、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合についても、放課後児童支援員等は利用者の支援を行うものであるため、例えば、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、当然、放課後子供教室のプログラムの実施や安全管理等を行う人材が必要となるものであり、放課後児童支援員等が放課後子供教室に従事する者の代替となることは認められない。

ただし、一体的に事業を実施する場合には、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことが望ましいことから、上記のとおり、両事業において適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子供教室等に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行うことを妨げるものではない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(留意事項通知)

(1) 利用者を平等に取り扱う原則（基準第11条）

基準第11条は、事業者に対し、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをすることを禁止するものである。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(留意事項通知)

(2) 虐待等の禁止（基準第12条）

基準第12条は、事業者の職員に対し、利用者に対して法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為を禁止するものである。

(参考) 児童福祉法第33条の10

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委

託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（令5条例7・追加）

（衛生管理等）

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（令5条例7・一部改正）

（留意事項通知）

（3）衛生管理等（基準第13条）

- ① 基準第13条第1項は、事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないとするものである。
- ② 同条第2項は、事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするものである。
- ③ 同条第3項は、事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適切に行わなければならないとするものである。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(留意事項通知)

(4) 運営規程（基準第14条）

基準第14条は、事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬとするものである。これは、事業の適切な運営や利用者に対する適切な支援の提供を確保するため、同条第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを事業所ごとに義務付けたものである。

① 職員の職種、員数及び職務の内容（第2号）

当該事業所の職員の職種（放課後児童支援員、補助員等）ごとに、員数、職務の内容を定めること。

② 支援の内容及び当該支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額（第4号）

「利用者の保護者が支払うべき額」には、利用料のほか、おやつ代、傷害保険料等、利用料以外にも支払うべき額がある場合には、当該額についても含まれるものである。

③ 利用定員（第5号）

利用定員は、事業所において、同時に支援の提供を受けることができる児童の数の上限をいうものである。なお、複数の支援の単位が設置されている場合にあっては、当該支援の単位ごとに利用定員を定めること。

④ 通常の事業の実施地域（第6号）

通常事業を実施しようとする範囲の目安を示すものであり、当該地域を越えて事業を実施することを妨げるものではない。

⑤ 事業の利用に当たっての留意事項（第7号）

利用者が事業を利用する際に留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものである。

⑥ 緊急時等における対応方法（第8号）

利用者に体調の急変が生じた場合等に、速やかに当該利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることなどが考えられる。

⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

虐待防止に関する責任者の配置等に係る必要な体制の整備、その職員に対する研修の実施等が考えられる。

⑧ その他事業の運営に関する重要事項（第11号）

苦情解決の体制等事業の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(留意事項通知)

(5) 事業者が備える帳簿（基準第15条）

基準第15条は、事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬとするものである。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(留意事項通知)

(6) 秘密保持等（基準第16条）

① 基準第16条第1項は、事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとするものである。

② 同条第2項は、事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないとするものである。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(留意事項通知)

(7) 苦情への対応（基準第17条）

① 基準第17条第1項の「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、

- ・ 苦情受付の窓口を決めること
  - ・ 事業所内における苦情解決のための手続を明確化すること
  - ・ 苦情受付窓口及び苦情解決の手続について、利用者、職員等に対して周知すること
- 等の措置をいうものである。

② 同条第3項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85に規定する調査にできる限り協力することとするものである。

なお、苦情への対応に関しては、「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」（平成12年8月22日障第615号・老発第598号・児発第707号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）の内容も参考にされたい。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(留意事項通知)

(8) 開所時間及び日数（基準第18条）

基準第18条は、事業者は、

- ・小学校の授業の休業日（土曜日、日曜日、長期休業期間等）については1日につき8時間以上、
- ・小学校の授業の休業日以外の日（授業のある平日）については1日につき3時間以上を原則として、事業所ごとに開所時間を定めることとするものである。

また、事業者は、1年につき250日以上を原則として、事業所ごとに開所日数を定めることとするものである。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(留意事項通知)

(9) 保護者との連絡（基準第19条）

基準第19条は、事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとするものである。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(留意事項通知)

(10) 関係機関との連携（基準第20条）

基準第20条は、事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならないとするものである。

特に、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、小学校等における利用者の状況と事業所における利用者の状況について、小学校等の教職員との情報共有を図ることが重要である。このため、事業者は小学校等との間で、定期的に情報連携を図ることが望ましい。ただし、個人情報の取扱いには留意が必要である。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(留意事項通知)

(11) 事故発生時の対応（基準第21条）

基準第21条は、利用者が安心して支援の提供を受けられるよう、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合の対応について定めるものである。

① 同条第1項は、事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとするものである。

② 同条第2項は、事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとするものである。

このほか、以下の点に留意すること。

- ・ 事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと
- ・ 事業者は、賠償すべき事態において速やかに事業を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと
- ・ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることが求められること

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(設備の基準に関する適用除外)

第2条 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）が第9条第2項の規定に適合しない場合においては、当該規定は、当分の間、適用しない。

(職員に関する経過措置)

第3条 当分の間、第10条第3項の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつた日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

（令元条例14・令2条例6・令6条例25・一部改正）

(一の支援の単位を構成する児童の数に関する適用除外)

第4条 既存事業所が第10条第4項(一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。)の規定に適合しない場合においては、当該規定は、当分の間、適用しない。

附 則(平成30年6月28日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月2日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月19日条例第6号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月12日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月20日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則(令和6年12月19日条例第25号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。